

平成31年度貸切バス適正化事業負担金の納付について

一般社団法人中国貸切バス適正化センター

1. 負担金の単価及び金額

- ① 1営業所あたり1カ年 …… 53,500円
- ② 1両あたり1カ年 …… 4,700円
- ③ 負担金の額は、上記の単価に営業所数及び車両数を乗じ合計して算出します。

2. 負担金の納付方法

(1) 負担金の請求

平成31年2月1日現在の貸切バス営業所数及び配置車両数をもって1カ年分の負担金の額を算出し、4月1日に請求します。

(2) 負担金の納付

- ① 原則1カ年分を一括納付していただきます。
なお、分割納付を希望する場合は、前期と後期ごとに1カ年の負担金の半額を納付することができます。
- ② 負担金の納付は原則、当適正化センターが指定する口座への振込とします。
銀行口座への振込手数料は事業者負担となります。

(3) 納付期限

- ① 一括納付及び分割納付の前期分は4月30日です。
- ② 分割納付の後期分は10月31日です。

3. 延滞金

納付期限までに納付がない場合は、道路運送法及び同法施行規則の規程により納付期限の翌日から負担金を納付する日までの日数1日につき1万分の4の延滞金を徴収します。

4. 負担金の精算

年度途中において事業の新規許可や事業計画の変更等が生じた場合、負担金の精算は下表のとおりとします。

事業の新規許可	精算します※1
事業廃止、許可取消	精算します※1
事業の休止、再開	精算します※1
事業の譲渡及び譲受	欄外記載 ※2
事業の分割、合併及び相続	精算しません
事業計画の変更 ・営業区域の拡大で、新たに当適正化センター管轄区域内に営業所を設置した場合 ・当適正化センター管轄区域内の全ての営業所を廃止した場合	精算します※1
事業計画の変更（上記以外）	精算しません

※1 変更等が生じた月の翌月分から精算します

※2 譲渡人が一括納付していた場合には精算はせず、分割納付していた場合には未納分を譲受人に対し請求します。